市第65号議案 横浜みどり税条例及び横浜市緑化地域に関する条例の一部改正

都市緑地法が平成 29 年 5 月 12 日に改正され、法第 35 条において項の削除やずれが生じましたので、法を引用している本市関係条例の該当箇所を改正します。

1 都市緑地法改正の概要 (該当部分)

緑化地域制度の改正【平成30年4月施行】

商業地域等の建ペい率の高い地域

改正前:緑化率を低減する規定(第35条)

↓ 都市緑化の推進

改正後:緑化率を低減する規定の削除

第35条 (緑化率)

項	改正後	内 容
第1項	変更なし	緑化率規制の対象となる建築物
第2項、第5項		
第6項、第8項	削除	建ぺい率の高い地域において
第9項		緑化率を低減する規定を削除
第3項、第4項	項ずれ	第3項→第2項、第4項→第3項
第7項	49 46	第7項→第4項

※緑化地域制度:緑が不足している市街地などにおいて、市町村が緑化地域を都市計画に定める ことにより、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けることができる制度

2 条例の改正内容

条例	該当箇所	改正内容
横浜みどり税条例	第5条第4号	・引用項の削除 (第 35 条第 2 項、第 6 項、第 9 項) ・項ずれ (第 35 条第 7 項→第 4 項)
横浜市緑化地域に 関する条例	第4条第1項	・項ずれ(第 35 条第 3 項→第 2 項)

3 施行期日

平成30年4月1日